

大阪・光の饗宴 エリアプログラムの参加等に関する規程

(令和6年4月15日一部改正)

大阪・光の饗宴実行委員会では、フランス・リヨンのリュミエール祭を目標として「大阪・光の饗宴」を開催し、大阪の新たな都市ブランドの向上、国内外への発信力の強化及び観光の振興を通じた経済効果の拡大をめざしている。

※「大阪・光の饗宴」: コアプログラム（「御堂筋イルミネーション」及び「OSAKA 光のルネサンス」）及び大阪府内の各エリアで開催するエリアプログラムで構成

1 目的

この規程は、「大阪・光の饗宴」のエリアプログラムの参加要件、選定基準及び参加団体の役割等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) エリアプログラム

大阪府内のまちづくりやエリア活性化に取り組む団体等が主催する事業のうち、大阪・光の饗宴実行委員会（以下「饗宴実行委員会」という。）とプロモーション連携するプログラムをいう。

(2) 合同プロモーション会議

エリアプログラムの主催者と饗宴実行委員会とのプロモーション連携を深めるために饗宴実行委員会が開催する会議をいう。

3 参加要件

エリアプログラムの参加要件は、次に掲げる事項のとおりとする。

(1) 主催者は、次に掲げる事項を全て満たさなければならない。

- ① 地方公共団体又は複数の企業、学校法人若しくは民間団体等で構成する実行委員会又は連絡会等（以下「実行委員会等」という。）であること。
- ② 単年度限りで設置する実行委員会等の場合は、参加申出書提出期限までに実行委員会等が発足していること。
- ③ 実行委員会等の場合は、事務局を有すること。

(2) 主催者及びその構成員（主催者がプログラムを実施するにあたり業務を外注する場合その受注者を含む）は、次に掲げる事項を全て満たさなければならない。

- ① 政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行わないこと。
- ② 公序良俗に反しないこと。
- ③ 安全管理、環境衛生についての配慮を十分行うこと。
- ④ プログラムの実施に際し、金品の寄附、援助又は事業参加等の強要を行わないこと。
- ⑤ 暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第14条及び第15条の規定に違反しないこと。
- ⑦ 全号に掲げるもののほか、饗宴実行委員会が不相当と認める事由がないこと。

(3) 無料で観覧できるプログラム（入場料を徴収する施設内で実施するプログラムであって、通常の入場料で観覧できるものを含む。）であること。

ただし、プログラムを観覧するための料金を徴収するもの又は入場料を徴収する施設で実施するプログラムであって通常の入場料を超える料金を徴収するものであっても、大阪・光の饗宴事業に対し、主催者が別表に定める額の協賛を行う場合はこの限りでない。

4 エリアプログラムの選定基準

饗宴実行委員会は、次に掲げる基準に照らしエリアプログラムを選定する。

- (1) 参加要件に合致していること。
- (2) 一定のクオリティを有し、大阪・光の饗宴事業の趣旨に合致しており、プロモーション連携が可能であること。
- (3) 魅力ある光のプログラムのコンテンツを活用して、地域の持つ魅力を高め、個性の創出につながると認められること。
- (4) 大阪・光の饗宴の開催期間を含む期間に実施していること。
- (5) 一定の事業規模及び集客数が見込めること。

5 選定の取り消し

エリアプログラムの選定基準を満たさなくなった場合、饗宴実行委員会はエリアプログラムの選定を取り消す場合がある。なお、この取消によってエリアプログラムの主催者に生じる損害等について、饗宴実行委員会は一切の補償を行わない。

6 実施団体の役割等

4により選定された実施団体が果たすべき役割等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 合同プロモーション会議への出席並びに饗宴実行委員会及び他の実施団体との情報共有
- (2) 広報連携に向け、実施するプログラムに関する写真及び映像等の提供
- (3) 次に掲げる広報協力。なお、実施団体が実行委員会等の場合は、その構成員についても同様とする。
 - ① 作成するパンフレット、チラシ、ポスター及びホームページ等の広報ツールにおいて、大阪・光の饗宴事業の紹介を行うこと。
 - ② 饗宴実行委員会が作成する公式ガイドブック、ポスター等の広報ツールを配布及び掲示すること。
 - ③ 饗宴実行委員会及び他の実施団体との広報連携に取り組むこと。
 - ④ その他対応可能な広報協力を積極的に行うこと。
- (4) 大阪・光の饗宴事業に係る経済波及効果の算出及び効果検証等に必要となる次の事業の実施及び結果の報告
 - ① エリアプログラムに係る来場者数のカウント
 - ② 来場者に対するアンケートの実施。なお、アンケートの設問、提出数及び提出方法については、饗宴実行委員会が指定する。
 - ③ エリアプログラムの事業費
- (5) 饗宴実行委員会へ提供する資料の内容については、正確かつ確実なものとする。
- (6) 饗宴実行委員会が提供する情報を他の目的に利用しないこと。
- (7) 饗宴実行委員会が指定する期限を厳守すること。なお、当該期限を過ぎた場合は、饗宴実行委員会が作成する広報ツールへの掲載ができない場合がある。

(別表：プログラムを観覧するための料金を徴収する場合)

| エリアプログラムの 事業予算額 | エリアプログラムの 入場料(※1) | 協賛金額(※2) |
|--------------------|----------------------|----------------|
| 1億円以上 | 金額にかかわらず | 800,000円以上(※3) |
| 1億円未満 | 1,500円以上 | 450,000円以上 |
| | 1,500円未満 | 100,000円以上 |

(※1)大人1人当たりの標準的な入場料

(※2)消費税額及び地方消費税額を除く

協賛金額に応じて、別に定めるところにより大阪・光の饗宴公式ガイドブック等への広告を掲載する。

(※3)ガイドブックの作成が中止となった場合、協賛金額については事務局と別途協議とする。